

議案第 9 1 号

米原市税条例および米原市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
米原市税条例および米原市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり
制定することについて議会の議決を求める。

平成 2 7 年 1 2 月 3 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）および地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）
の一部改正に伴い、改正の必要を認めたため、この案を提出するものである。

米原市税条例および米原市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(米原市税条例の一部改正)

第1条 米原市税条例（平成17年米原市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第8条から第17条までを次のように改める。

(徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付または分割納入の方法)

第8条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項および第5項に規定する条例で定める方法は、同条第1項もしくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）または同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下この項から第4項までにおいて「徴収の猶予期間の延長」という。）をする期間内において、当該徴収の猶予または徴収の猶予期間の延長に係る市の徴収金をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、または納入させる方法とする。

2 市長は、法第15条第3項または第5項の規定により、徴収の猶予または徴収の猶予期間の延長に係る市の徴収金を分割して納付し、または納入させる場合においては、当該分割納付または当該分割納入の各納付期限または各納入期限（以下「各納付等期限」という。）および各納付等期限の納付金額または納入金額（以下「各分割納付等金額」という。）を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予または徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限または納入期限までに納付し、または納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付または分割納入の各納付等期限および各分割納付等金額を変更することができる。

4 市長は、第2項の規定により分割納付または分割納入の各納付等期限および各分割納付等金額を定めたときは、その旨、当該分割納付または分割納入の各納付等期限および各分割納付等金額その他必要な事項を当該徴収の猶予または当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第3項の規定により分割納付または分割納入の各納付等期限および各分割納付等金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付等期限および各分割納付等金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当する事実があることおよびその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、または納入することができない事情の詳細
 - (2) 納付し、または納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限および金額
 - (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
 - (4) 当該猶予を受けようとする期間
 - (5) 分割納付または分割納入の方法により納付または納入を行うかどうかの別（分割納付または分割納入の方法により納付または納入を行う場合にあっては、分割納付または分割納入の各納付等期限および各分割納付等金額を含む。）
 - (6) 当該猶予を受けようとする金額が 100 万円を超え、かつ、猶予期間が 3 月を超える場合には、提供しようとする法第 16 条第 1 項各号に掲げる担保の種類、数量、価額および所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名または名称および住所または主たる事業所の所在地ならびに法人にあってはその代表者の氏名）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）
- 2 法第 15 条の 2 第 1 項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 法第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
 - (2) 財産目録その他の資産および負債の状況を明らかにする書類
 - (3) 猶予を受けようとする日前 1 年間の収入および支出の実績ならびに同日以後の収入および支出の見込みを明らかにする書類
 - (4) 前項第 6 号に規定する場合には、地方税法施行令(昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。)第 6 条の 10 の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 3 法第 15 条の 2 第 2 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 市の徴収金を一時に納付し、または納入することができない事情の詳細
 - (2) 第 1 項第 2 号から第 6 号までに掲げる事項
- 4 法第 15 条の 2 第 2 項および第 3 項に規定する条例で定める書類は、第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる書類とする。
- 5 法第 15 条の 2 第 3 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限および金額
 - (2) 猶予期間内に当該猶予を受けた金額を納付し、または納入することができないやむを得ない理由

(3) 猶予期間の延長を受けようとする期間

(4) 第1項第5号および第6号に掲げる事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予の手續等)

第10条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項および第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予(以下この項において「職権による換価の猶予」という。)または同条第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長(以下この項において「職権による換価の猶予期間の延長」という。)をする期間内の各月(市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月)に、当該職権による換価の猶予または職権による換価の猶予期間の延長に係る市の徴収金をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、または納入させる方法とする。

2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項または第5項の規定により、分割して納付し、または納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項および第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付または分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手續等)

第11条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項および第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予(以下この項において「申請による換価の猶予」という。)または同条第3項において準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長(以下この項において「申請による換価の猶予期間の延長」という。)をする期間内の各月(市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月)に、当該申請による換価の猶予または申請による換価の猶予期間の延長に係る市の徴収金をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、または納入させる方法とする。

3 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15

条第3項または第5項の規定により、分割して納付し、または納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市の徴収金を一時に納付し、または納入することにより事業の継続または生活の維持が困難となる事情の詳細
- (2) 第9条第1項第2号から第4号までおよび第6号に掲げる事項
- (3) 分割納付または分割納入の各納付等期限および各分割納付等金額

5 法第15条の6の2第1項および第2項に規定する条例で定める書類は、第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第9条第1項第6号に掲げる事項
- (2) 第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項
- (3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第12条 法第16条第1項ただし書きに規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合または担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第13条から第17条まで 削除

第18条中「地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

第23条第2項中「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)」を「令」に改める。

第56条中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

(米原市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 米原市税条例の一部を改正する条例(平成27年米原市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち米原市税条例第2条第3号および第4号の改正規定を削り、同条例第36条の2第9項の改正規定中「法人番号」の次に「(行政手続における特定の個人を識別するため

の番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）」を加え、同条例第 63 条の 2 第 1 項第 1 号の改正規定中「）または法人番号」の次に「（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）」を加え、同条例第 89 条第 2 項第 2 号の改正規定中「）または法人番号」の次に「（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同条例第 139 条の 3 第 2 項第 1 号の改正規定中「）または法人番号」の次に「（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同条例第 147 条第 1 号の改正規定中「）または法人番号」の次に「（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加える。

付 則

（施行期日）

第 1 条 この条例中第 1 条の規定は平成 28 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は公布の日から施行する。

（徴収猶予、職権による換価の猶予および申請による換価の猶予に関する経過措置）

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の米原市税条例（以下「新条例」という。）第 8 条、第 9 条および第 12 条（地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号。以下「平成 27 年改正法」という。）附則第 1 条第 6 号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下この条において「28 年新法」という。）第 15 条第 1 項または第 2 項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例中第 1 条の規定の施行の日以後に申請される 28 年新法第 15 条第 1 項または第 2 項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成 27 年改正法附則第 1 条第 6 号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「28 年旧法」という。）第 15 条第 1 項または第 2 項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第 10 条および第 12 条（28 年新法第 15 条の 5 第 1 項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例中第 1 条の規定の施行の日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた 28 年旧法第 15 条の 5 第 1 項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第 11 条および第 12 条（28 年新法第 15 条の 6 第 1 項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例中第 1 条の規定の施行の日以後に同項に規定する納期限が到来する市の徴収金について適用する。

米原市税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	現 行
<p>米原市税条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条～第7条 略</p> <p><u>（徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付または分割納入の方法）</u></p> <p><u>第8条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項および第5項に規定する条例で定める方法は、同条第1項もしくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）または同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下この項から第4項までにおいて「徴収の猶予期間の延長」という。）をする期間内において、当該徴収の猶予または徴収の猶予期間の延長に係る市の徴収金をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、または納入させる方法とする。</u></p> <p><u>2 市長は、法第15条第3項または第5項の規定により、徴収の猶予または徴収の猶予期間の延長に係る市の徴収金を分割して納付し、または納入させる場合においては、当該分割納付または当該分割納入の各納付期限または各納入期限（以下「各納付等期限」という。）および各納付等期限の納付金額または納入金額（以下「各分割納付等金額」という。）を定めるものとする。</u></p> <p><u>3 市長は、徴収の猶予または徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限または納入期限までに納付し、または納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付または分割納入の各納付等期限および各分割納付等金額を変更することができる。</u></p> <p><u>4 市長は、第2項の規定により分割納付または分割納入の各納付等期限および各</u></p>	<p>米原市税条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条～第7条 略</p> <p><u>第8条から第17条まで 削除</u></p>

分割納付等金額を定めたときは、その旨、当該分割納付または分割納入の各納付等期限および各分割納付等金額その他必要な事項を当該徴収の猶予または当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第3項の規定により分割納付または分割納入の各納付等期限および各分割納付等金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付等期限および各分割納付等金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があることおよびその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、または納入することができない事情の詳細

(2) 納付し、または納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限および金額

(3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額

(4) 当該猶予を受けようとする期間

(5) 分割納付または分割納入の方法により納付または納入を行うかどうかの別
(分割納付または分割納入の方法により納付または納入を行う場合にあつては、分割納付または分割納入の各納付等期限および各分割納付等金額を含む。)

(6) 当該猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額および所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名または名称および住所または主たる事業所の所在地ならびに法人にあつてはその代表者の氏名)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供すること

ができない特別な事情があるときは、その事情)

- 2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
 - (2) 財産目録その他の資産および負債の状況を明らかにする書類
 - (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入および支出の実績ならびに同日以後の収入および支出の見込みを明らかにする書類
 - (4) 前項第6号に規定する場合には、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 市の徴収金を一時に納付し、または納入することができない事情の詳細
 - (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項
- 4 法第15条の2第2項および第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。
- 5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限および金額
 - (2) 猶予期間内に当該猶予を受けた金額を納付し、または納入することができないやむを得ない理由
 - (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
 - (4) 第1項第5号および第6号に掲げる事項
- 6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予の手續等)

第10条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項および第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予(以下この項において「職権による換価の猶予」という。)または同条第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長(以下この項において「職権による換価の猶予期間の延長」という。)をす
る期間内の各月(市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月)に、当該職権による換価の猶予または職権による換価の猶予期間の延長に係る市の徴収金をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、または納入させる方法とする。

2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項または第5項の規定により、分割して納付し、または納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項および第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付または分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手續等)

第11条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項および第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予(以下この項において「申請による換価の猶予」という。)または同条第3項において準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長(以下この項におい

て「申請による換価の猶予期間の延長」という。)をする期間内の各月(市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月)に、当該申請による換価の猶予または申請による換価の猶予期間の延長に係る市の徴収金をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、または納入させる方法とする。

3 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項または第5項の規定により、分割して納付し、または納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市の徴収金を一時に納付し、または納入することにより事業の継続または生活の維持が困難となる事情の詳細
- (2) 第9条第1項第2号から第4号までおよび第6号に掲げる事項
- (3) 分割納付または分割納入の各納付等期限および各分割納付等金額

5 法第15条の6の2第1項および第2項に規定する条例で定める書類は、第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第9条第1項第6号に掲げる事項
- (2) 第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項
- (3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第 12 条 法第 16 条第 1 項ただし書きに規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が 100 万円以下である場合、猶予期間が 3 月以内である場合または担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第 13 条から第 17 条まで 削除

(公示送達)

第 18 条 法第 20 条の 2 の規定による公示送達は、米原市公告式条例(平成 17 年米原市条例第 3 号)第 2 条に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

第 18 条の 2～第 22 条 略

(市民税の納税義務者等)

第 23 条 略

2 外国法人に対するこの節の規定の適用については、その事業が行われる場所で 令第 46 条の 4 に規定する場所をもってその事務所または事業所とする。

3 略

第 24 条～第 55 条 略

第 56 条 法第 348 条第 2 項第 9 号、第 9 号の 2 または第 12 号の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第 1 号および第 2 号に、家屋については第 3 号および第 4 号に、償却資産については第 5 号および第 6 号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋または償却資産が学校法人もしくは私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)第 64 条第 4 項の法人、公益社団法人もしくは公益財団法人、宗教法人もしくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 31 条の公的医療機関の開設者、令第 49 条の 10 第 1 項に規定する医療法人、公益社団法人もしくは公益財団法人、一般

(公示送達)

第 18 条 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。)第 20 条の 2 の規定による公示送達は、米原市公告式条例(平成 17 年米原市条例第 3 号)第 2 条に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

第 18 条の 2～第 22 条 略

(市民税の納税義務者等)

第 23 条 略

2 外国法人に対するこの節の規定の適用については、その事業が行われる場所で 地方税法施行令(昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。)第 46 条の 4 に規定する場所をもってその事務所または事業所とする。

3 略

第 24 条～第 55 条 略

第 56 条 法第 348 条第 2 項第 9 号、第 9 号の 2 または第 12 号の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第 1 号および第 2 号に、家屋については第 3 号および第 4 号に、償却資産については第 5 号および第 6 号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋または償却資産が学校法人もしくは私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)第 64 条第 4 項の法人、公益社団法人もしくは公益財団法人、宗教法人もしくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 31 条の公的医療機関の開設者、令第 49 条の 10 第 1 項に規定する医療法人、公益社団法人もしくは公益財団法人、一般

社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)もしくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合もしくは健康保険組合連合会もしくは国家公務員共済組合もしくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士もしくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人もしくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人もしくは公益財団法人もしくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するものまたは公益社団法人もしくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋または償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

第57条以下 略

付 則

(施行期日)

第1条 この条例中第1条の規定は平成28年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

(徴収猶予、職権による換価の猶予および申請による換価の猶予に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の米原市税条例(以下「新条例」という。)第8条、第9条および第12条(地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第

社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)もしくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合もしくは健康保険組合連合会もしくは国家公務員共済組合もしくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士もしくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人もしくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人もしくは公益財団法人もしくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するものまたは公益社団法人もしくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋または償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

第57条以下 略

2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「28年新法」という。）第15条第1項または第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例中第1条の規定の施行の日以後に申請される28年新法第15条第1項または第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「28年旧法」という。）第15条第1項または第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第10条および第12条（28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例中第1条の規定の施行の日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第11条および第12条（28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例中第1条の規定の施行の日以後に同項に規定する納期限が到来する市の徴収金について適用する。

米原市税条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	現 行
<p>米原市税条例の一部を改正する条例</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 米原市税条例（平成17年米原市条例第47号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第36条の2第9項中「寮等の所在」の次に「、<u>法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）</u>」を加える。</p> <p>（中略）</p> <p>第63条の2第1項第1号中「および氏名」を「、氏名または名称および個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）または法人番号（<u>同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）</u>（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）」に改める。</p>	<p>米原市税条例の一部を改正する条例</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 米原市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第3号中「または名称」を「（法人にあつては、事務所または事業所の所在地、名称および法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。））（法人番号を有しない者にあつては、事務所または事業所の所在地および名称）」に改め、同条第4号中「または名称」を「（法人にあつては、事務所または事業所の所在地、名称および法人番号）」に改める。</p> <p>（中略）</p> <p>第36条の2第9項中「寮等の所在」の次に「、法人番号」を加える。</p> <p>（中略）</p> <p>第63条の2第1項第1号中「および氏名」を「、氏名または名称および個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）」に改める。</p>

(中略)

第89条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第2号中「氏名もしくは名称」を「事務所もしくは事業所の所在地、氏名または名称および個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号および次条において同じ。）または法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所または事務所もしくは事業所の所在地および氏名または名称）」に改める。

(中略)

第139条の3第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「および氏名または名称」を「、氏名または名称および個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）または法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）」に改める。

(中略)

第147条第1号中「および氏名または名称」を「または事務所もしくは事業所の所在地、氏名または名称および個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）または法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所または事務所もしくは事業所の所在地および氏名または名称）」に改める。

(後略)

付 則

(施行期日)

(中略)

第89条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第2号中「氏名もしくは名称」を「事務所もしくは事業所の所在地、氏名または名称および個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号および次条において同じ。）または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所または事務所もしくは事業所の所在地および氏名または名称）」に改める。

(中略)

第139条の3第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「および氏名または名称」を「、氏名または名称および個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）」に改める。

(中略)

第147条第1号中「および氏名または名称」を「または事務所もしくは事業所の所在地、氏名または名称および個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所または事務所もしくは事業所の所在地および氏名または名称）」に改める。

(後略)

第1条 この条例中第1条の規定は平成28年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

(徴収猶予、職権による換価の猶予および申請による換価の猶予に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の米原市税条例（以下「新条例」という。）第8条、第9条および第12条（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「28年新法」という。）第15条第1項または第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例中第1条の規定の施行の日以後に申請される28年新法第15条第1項または第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「28年旧法」という。）第15条第1項または第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第10条および第12条（28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例中第1条の規定の施行の日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第11条および第12条（28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例中第1条の規定の施行の日以後に同項に規定する納期限が到来する市の徴収金について適用する。